

あきたの手しごとフランスプロモーション事業 業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 あきたの手しごとフランスプロモーション事業業務委託

2 事業の目的

本事業は、日本文化が受け入れられる土壌が整っているフランス国内で、本県の文化・芸術・食・観光を包括的にPRする事業に参加・出展し、本県を代表する伝統的工芸品とその製造技術をフランス国民へ知らしめ、本県伝統的工芸品の知名度や価値向上を目指す。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

4 委託料

5, 100, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

受託者は、令和8年11月に本県が実施するトップセールス及び本県が出展するクレアパリ主催の企画展「伝統と先端と」内の企画イベントについて、そのインパクトを最大化するための調整・アテンドを行うこと。また、令和9年のトップセールスに向けた事前調整を行うこと。

(1) トップセールス時レセプション会場でのプロモーション及び展示

次の要件を満たし、かつ事業の目的に沿ったプロモーション及び展示を企画すること。なお、企画内容の詳細は、県と協議の上、決定する。

ア 日程及び実施内容

令和8年11月12日（現地時間）にパリ日本文化会館で開催予定の「トップセールスレセプション（概ね3時間）」において、伝統的工芸品の実演披露等のプロモーションを行う。

プロモーションは、本県伝統的工芸品の製造技術の高さを来場者に披露する内容とし、これを実施する際に必要となる経費一式（ただし、一部資材等県が負担する物を除く）を含むものとする。経費には、伝統工芸士1名の派遣費も含むものとし、その滞在期間は、準備・現地情報収集活動日等を含め5泊7日とする。

なお、伝統工芸士等が現地で実演を披露する際に必要な資材や道具等の輸送および日本への返送、不足品等の現地調達に要する費用も含むものとする。この際、輸送に関しては日本国内の集荷から、輸出入通関、現地搬入までをDDP（関税・諸税元払い）条件にて一括して行うこと。また、適切な貨物保険の付帯および温度管理を含む梱包を行うこと。

イ 派遣費用と派遣者の決定

派遣者の所属する産地組合の所在場所から、事業を実施するフランス国内の会場及び宿泊先への移動に関する費用、宿泊に要する費用、帰国に要する費用一式を含むものとする。

派遣者は伝統工芸士とし、派遣者の決定に当たっては県と協議すること。

※宿泊先は、イベント会場への利便性や治安等を考慮して選定することとし、候補施設を複数箇所提案すること。

※宿泊は、1名1室（浴室又はシャワー室、トイレ、朝食付き）とする。

- ウ レセプション会場内での実演披露スペースのデザイン及び設置と接客対応補助
実演披露の内容に応じ、会場内に必要なスペースを確保するほか、来場者に対しPR効果が
高まるようなデザインを施し、実演披露スペースとして設けること。
なお、当該プロモーションに際し、通訳可能な接客補助員1名を配置すること。（日本語←→フラ
ンス語）
- エ レセプション会場内での工芸品の展示PR
レセプション会場内に本県の伝統的工芸品20点程度を展示し、来場者に対しPRを行うため、実
演スペースと連動した展示を行うこと。
展示品ごとにフランス語の商品紹介プレートを作成し、来場者に商品情報を提供すること。
なお、商品紹介の日本語原稿は県または商品の製造元が受託者へ提供する。
展示品は、受託者、事業者、県の三者で選定し、受託者が日本国内の集荷から、輸出入通関、現
地搬入までをDDP（関税・諸税元払い）条件にて一括して行うこと。また、適切な貨物保険の
付帯および温度管理を含む梱包を行うこと。

（2）クレアパリが主催する企画展への出展支援

令和8年11月24日～12月5日（現地時間）にパリ日本文化会館で開催が予定されている、クレア
パリ企画展「伝統と先端と」への秋田県の出展に際し、同展内の企画イベントへ出展する事業者の実演披
露等の支援を行う。

ア 日程および実施内容

パリ日本文化会館で開催予定のクレアパリ企画展「伝統と先端と」で令和8年11月24日（現
地時間）の初日に行われる、ヴェルニサージュ（オープニングセレモニー）において伝統的工芸
品の実演披露等のプロモーションを行う。

プロモーションは、本県伝統的工芸品の製造技術の高さを来場者に披露する内容とし、これを実
施する際に必要となる経費一式（ただし、一部資材等県が負担する物を除く）を含むものとする。
また、令和8年11月26日（現地時間）には「伝統と先端と」内で企画イベントを開催する。
企画イベントは本県伝統的工芸品の製造技術の高さを来場者に披露または体験させる内容とし、
これを実施する際に必要となる経費一式（ただし、一部資材等県が負担する物を除く）を含むも
のとする。

経費には、伝統工芸士1名の派遣費も含むものとし、その滞在期間は、準備・現地情報収集活動
日等を含め5泊7日とする。

なお、伝統工芸士等が現地で実演を披露する際に必要な資材や道具等の輸送および日本への返送、
不足品等の現地調達に要する費用も含むものとする。この際、輸送に関しては日本国内の集荷か
ら、輸出入通関、現地搬入までをDDP（関税・諸税元払い）条件にて一括して行うこと。また、
適切な貨物保険の付帯および温度管理を含む梱包を行うこと。

イ 派遣費用と派遣者の決定

派遣者の所属する産地組合の所在場所から、事業を実施するフランス国内の会場及び宿泊先への
移動に関する費用、宿泊に要する費用、帰国に要する費用一式を含むものとする。

派遣者は伝統工芸士とし、派遣者の決定に当たっては県と協議すること。

※宿泊先は、イベント会場への利便性や治安等を考慮して選定することとし、候補施設を複数箇
所提案すること。

※宿泊は、1名1室（浴室又はシャワー室、トイレ、朝食付き）とする。

- ウ 企画イベント会場内での実演披露スペースのデザイン及び接客対応補助
実演披露の内容に応じ、会場内に必要なスペースを確保するほか、来場者に対しPR効果が
高まるようなデザインを施し、実演披露スペースとして設けること。
なお、当該プロモーションに際し、通訳可能な接客補助員1名を配置すること。（日本語←→フ
ランス語）

（3）現地での商談・情報収集機会の創出

本プロモーションでは、本県伝統的工芸品の製造技術等のPRによる商品価値と知名度の向上を目指している。プロモーションに加え、専門的な視点や情報発信ルートを持つ現地小売等関係者へ伝統工芸士等の産地関係者を伴って面談することで、影響力を持つ層へより強い印象を与えることが可能になる。

同時に、産地関係者が現地の声を直接聞くことで今後の商品開発等の参考とする。

ア 商談または面談の対象

フランス及びフランスを拠点とするEU圏内で小売、卸等を営む者、飲食店等を営み日本製品に関心のある者、フランス国内で活動するデザイナー等、フランス国内で一定の影響力を持つインフルエンサーなど、その他上記の目的に合致すると考えられる者

イ 商談または面談のセッティング

受託者はアの対象者と県及び事業者が面談できるよう調整を図ること。

面談は1回当たり45分程度とし、面談場所の確保、面談場所までの案内・同行、面談時の通訳、面談後の「面談内容報告」を作成すること

ウ 面談日程と回数

面談は（1）ア 日程及びプロモーション に記載のプロモーションの翌日から帰国までの間に3者以上と設定すること

（4）デジタルパンフレット等の制作業務

トップセールス時のレセプション参加者、クレア企画展への来場者、販路開拓時のバイヤー等に向けて、秋田県の国指定伝統的工芸品4産地の魅力を発信し、県の認知度・浸透度を向上させるためのデジタルパンフレットを作成する。また、トップセールス時の実演披露事業者及びクレア企画展時のワークショップ実施事業者について、それぞれ事業者を紹介するデジタルチラシを作成する。

ア デジタルパンフレットの企画デザイン編集制作業務

企画・内容構成・レイアウト・デザイン・取材・撮影・原稿作成（日本語、フランス語、英語）等
なお、レイアウトやデザインは変えず、文字部分を外国語原稿に差し替えたものの企画デザインを含む。（日本語、フランス語、英語）

イ トップセールス時レセプションやクレア企画展のワークショップ等、その場面に応じた内容にすぐにアクセスできるよう、QRコードを準備すること

ウ 編集に伴う各種打合せ及び校正確認（色校正管理も含む）

エ その他、受託者からの企画提案及び協議の上で定める業務

（5）その他

ア 保険加入

借受する伝統的工芸品の事故・盗難保障にかかる保険等への加入及び講師等の海外渡航保険等への加入。

イ 出展、面談後のフォローアップ

事業後、受託者に対し本事業の出展者に関する問い合わせ等があった際は、日本語訳後、県及び事業へ情報提供すること。

6 対象経費

本業務に関連のない経費については対象経費として認められないため、経費の出納記録は、本業務以外の出納とは可能な限り独立した形で管理すること。

7 業務の報告

- (1) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）が完了したときは、本業務の実績を記載した報告書・収支精算書・その他県が指示する資料等を、遅滞なく県に提出すること。
- (2) その他、事業の期間中に県が事業の実施状況について報告を求めた場合は、速やかに求めに応じた報告を行うこと。

8 その他

(1) 再委託等について

ア 受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。

イ 受託者は、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ、本業務の一部を第三者に再委託することができる。また再委託先の相手方は、秋田県内に主たる営業所等を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(2) 権利の帰属等

ア 本業務で作成したチラシ等印刷物のデザインの著作権は、県に帰属するものとする。

イ 受託者は県の承諾なしにチラシ等のデザインを他に流用することはできないものとする。

ウ 受託者は、産地関係者等の渡航に際しては、産地組合及び渡航者との調整を密に行い、トラブル防止に努めること。

(3) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た機密情報を目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は本業務の実施（再委託をした場合を含む。）に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(5) その他留意事項について

ア 上記内容については、県と受託者との協議に基づき変更することがある。

イ 感染症のまん延やその他の事由により、事業の全部又は一部を中止した場合、委託費用は県と受託者が協議の上、変更することがある。

ウ 本仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度県と事前協議を行い調整するものとする。